**令和６年度事業計画および収支予算について**

事業計画書および収支予算書については、定款第３８条第１項で毎事業年度開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の承認を得なければならないとなっており、令和５年度第２回理事会（令和６年３月６日開催）の第１号議案において承認いただきました。

その後、令和６年度配合飼料価格差補てん業務および事務局の業務執行方法に係る内容等を踏まえて一部変更した令和６年度事業計画書および収支予算書について令和６年度第１回理事会で承認いただきましたので報告いたします。

**○令和６年度事業計画書**

配合飼料価格差補てん業務ならびに畜産経営の振興対策の諸事業を実施し、畜産経営の安定を図り、もって畜産の健全な発展に資することとします。

併せて、当基金協会の運営改善に努めます。

**Ⅰ　定款に規定された事項**

１　配合飼料価格差補てん事業（定款第４条の(1)に基づく事業）

配合飼料価格の高騰による畜産経営者の損失に対し、一般社団法人全日本配合飼料価格畜産安定基金が実施する価格差補てん制度に取り組みます。

具体的には、１２飼料荷受組合との配合飼料価格差補てん契約ならびに数量契約の締結、通常補てん積立金（トン当たり８００円）の徴収、契約数量の変更や解約等の手続き業務とともに、補てん発動時には配合飼料価格差補てん金の受領および交付を行います。

また、基金制度の運営に関する実態調査を行います。

令和６年度契約数量

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 畜　種 | Ｒ６当初契約数量 | | 前年度契約実績(ﾄﾝ) | 増減  (ﾄﾝ) | Ｒ６契約  構成比(%) |
| 加入者(件) | 契約数量(ﾄﾝ) |
| 乳用牛 | ２４ | ４，062 | 4,２２８ | △１６６ | ８．５ |
| 肉用牛 | ５６ | ３3，787 | 3２,５５９ | 1,228 | ７０．５ |
| 豚 | １ | １４５ | １４５ | ０ | ０．３ |
| 採卵鶏 | １３ | ６，318 | 6,４２１ | △103 | １３．２ |
| 肉用鶏 | ６ | ２，６４０ | ２,６４0 | 0 | ５．５ |
| その他 | １ | 948 | 680 | 268 | ２．０ |
| 合　計 | １０１ | ４7，900 | 4６,６７３ | 1,227 | 100.0 |

２　畜産高度化支援リース事業（定款第４条の(2)に基づく事業）

一般財団法人畜産環境整備機構の受託団体として、畜産経営の健全な発展と畜産環境対策の適正な実施に資するため、借受者に対して畜産環境整備に必要な施設等のリース方式による導入を支援するとともに、そのリース料の徴収、納付事務を行います。

既貸付者に対する貸付料、譲渡代金の徴収と納付　　　　　　　（単位：円）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 事　業　名 | 貸付料 | 保証保険料 | 計 | 契約書番号等 |
| 直接リース  堆肥保管施設整備リース事業 | 譲渡代金  714,000 | 0 | 714,000 | 251351（堆肥置場2棟、ｼｮﾍﾞﾙﾛｰﾀﾞｰ） |
| 971,799 | 11,370 | 983,169 | 260188（堆肥置場2棟、発酵機） |
| 計 | 1,685,799 | 11,370 | 1,697,169 |  |

３　飼料価格高騰対策緊急支援事業（定款第４条の(3)に基づく事業）

滋賀県が重点支援地方交付金等を活用し実施する本事業について、令和５年度事業費補助金の実績報告を行うとともに、令和６年度に実施する標記事業に事業実施主体として参加します。

対象期間における支援金の交付を行うとともに、事業参加者の取組の実施状況報告に向けた指導などを行います。

４　肉用子牛生産者補給金制度事業（定款第４条の(3)に基づく事業）

　　肉用子牛生産安定等特別措置法により、肉用子牛価格の低落時に安定した子牛生産を継続するため補給金を交付する制度について、一般社団法人滋賀県畜産振興協会の事務委託を受け、契約農家の子牛登録や一定期間後の保留確認など所定の業務に取り組みます。

５　畜産経営者等支援事業（定款第４条の(4)および(6)に基づく事業）

会員および基金加入者の畜産経営改善について支援するとともに、各種畜産振興情報の発信などに取り組みます。

（１）畜産に関する各種情報を希望者に提供し相談に対応するとともに、畜産物のＰＲ活動に協力します。

（２）一般社団法人全日本配合飼料価格畜産安定基金からの価格差補てん制度の情報や滋賀県が発出される家畜防疫等の情報を会員に提供します。

（３）ホームページの内容を適宜更新し、適正な運営と情報発信に努めます。

６　その他

　　本会の目的を達成するために必要な事業を行う。

**Ⅱ　管理・運営事項**

１　会議の開催

（１）総会３回　　令和６年５月２２日（定時総会）、６月（臨時総会）

令和７年３月（臨時総会）

（２）理事会４回　令和６年５月２２日（２回）、６月、令和７年３月

なお、臨時総会、理事会は、必要に応じて追加開催する。

２　事務局業務の執行について

当基金協会事業の安定継続を図るため、事務局業務について一般社団法人滋賀県畜産振興協会に事務委託する。

**○令和６年度収支予算書**

１　損益予算書

２　資金収支予算書